

事 務 連 絡
令和2年6月24日

東久留米市内
指定居宅介護支援事業所 管理者各位
指定介護予防支援事業所 管理者各位

東久留米市福祉保健部
介護福祉課長 田中 徳彦

指定居宅介護支援事業所等における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る
対応について（第4報）

日頃より東久留米市の介護福祉行政にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言
が解除され、令和2年6月11日に「東京アラート」も解除されたため、新型コロナウイルス
感染症に係る居宅介護支援事業所等における業務の臨時的な取り扱いについては下記の
通りといたします。

記

- 1 これまでの臨時的な取り扱いについて
原則として、「通常業務」に戻します。感染症予防の対策を講じたうえで、適切な対応
をお願いいたします。
- 2 感染症蔓延防止の理由で、利用者から訪問を拒否される等、通常業務が困難な場合
サービス担当者会議やモニタリングの取り扱いは、「指定居宅介護支援事業所等におけ
る新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応について（第3報）」（令和2年5月7日
付市事務連絡）の通りとします。

参考

- ・介護保険最新情報 Vol. 773 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて」（第3報）
- ・介護保険最新情報 Vol. 779 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて」（第4報）
- ・介護保険最新情報 Vol. 808 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点に
ついて（その2）」
- ・介護保険最新情報 Vol. 809 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて」（第6報）

東久留米市福祉保健部介護福祉課
担当：厚澤、初鹿
TEL：042-470-7750 FAX：042-470-7808
MAIL：kaigofukushi@city.higashikurume.lg.jp